

2022 年 3 月 24 日
四国税理士会

税務支援に係る傷害保険の加入について

日本税理士会連合会では、令和 3 年分確定申告期限の個別延長を選択した納税者に対応するための税務支援（ただし、事務所型税務支援を除く。以下同じ）に従事いただく全国の税理士会員を対象に、下記の傷害保険に加入します。つきましては、下記内容をご参照のうえ、保険期間中に税務支援に従事し、対象となる症状などが発生した場合は、次頁に従い保険会社に保険金の請求手続きを行ってください。

1. 加入する傷害保険について

① 保険の内容

保険種類 : 傷害総合保険（引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社）
 保険契約者 : 日本税理士会連合会
 保険の対象者 : 保険期間中の税務支援事業の従事者としてあらかじめ名簿記載された税理士会員（特定感染症については、4 月 4 日～4 月 13 日に発病した場合は免責。ただし、4 月 4 日まで被保険者であって、引き続き被保険者となる者はこの限りでない）

証券番号 : 8490779167

保険期間 : 令和 4 年 4 月 4 日（月）～5 月 4 日（水）

保険金額・補償内容 : 下記のとおり（詳細は約款に従います）

●ケガに関する補償・・・税務支援従事中に限定されます（就業中のみ担保特約付帯）

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金額
死亡・後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合・または後遺障害が生じた場合	300 万円
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合（入院日数に対して、180 日を限度とします。）	日額 10,000 円
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術を受けた場合 ただし、1 事故につき 1 回の手術に限ります。	手術の内容により 入院日額の 10 倍または 5 倍
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合（事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とします。）	日額 2,500 円

* 税務支援の会場とご自宅との往復途上における傷害危険についても補償します。

ただし他の目的で通常のルートを外れた場合等は、補償対象外となります。

●新型コロナウイルス等、特定感染症に関する補償・・・税務支援従事中に関わらず保険期間中に発症した場合に対象となります（特定感染症危険補償特約（葬祭費用担保）付帯）

後遺障害保険金	被保険者が保険期間中に特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて 180 日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180 日限度）、通院保険金（180 日以内の 90 日限度）をお支払いします。	300 万円
入院保険金	また、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として 180 日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対しても葬祭費用保険金を支払います（300 万円限度）。	日額 10,000 円
通院保険金	補償の開始日からその日を含めて 10 日以内に発病した特定感染症（※）に対しては保険金をお支払いできません（ただし、1 月 4 日～4 月 4 日の間にも税務支援に従事した場合は支払可能）。	日額 2,500 円
葬祭費用		300 万円限度

※「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2021 年 5 月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロウイルスであるものにかぎります。）、腸管 出血性大腸菌感染症（O-157 を含みます。）等が該当します。

2. 保険金の請求方法

保険会社へ直接ご報告ください。報告にあたっては下記の事項を WEB または LINE、電話にてご申告願います。

<事故の際の報告事項>

契約情報	
ご契約者氏名	日本税理士会連合会
証券番号	8490779167 (加入者番号はありません)
被保険者情報	
事故にあわれた方の氏名	先生のお名前
ご連絡先 住所	
電話番号	
E-mail	
ご希望の連絡先 (平日日中)	
事故 (発症) 日時	ケガの場合は事故日時、特定感染症の場合は診断日等
事故にあわれた場所	
ご請求内容 (受傷症状等)	

- ※ 本契約については、事前に名簿登録されている方が対象となります。保険金請求にあたっては、名簿の確認が必要となるため、保険会社から税理士会に連絡がはいらいます。

<WEB または LINE での報告の場合>

右記の二次元コードから損保ジャパン公式サイト上の事故報告フォームにアクセスし、必要事項を入力の上ご報告ください。

二次元コードにアクセスできない場合は下記の URL からアクセスしてください

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acountact/other/>
内容を確認後、損保ジャパン担当者よりご連絡させていただきます。



<電話での事故のご報告の場合>

下記の連絡先までご連絡の上、上記の報告事項をご申告ください。

損保ジャパン 事故サポートセンター **0120-727-110**

※保険金のお支払いにあたっては、保険金請求書の他に申告書や医師の診断書の取付けをお願いする場合がございます。必要な書類は受付後、保険金サービス課よりご案内させていただきます。

3. 保険の内容に関する問い合わせ先

・問合せの際は、『税務支援に係る傷害保険の件』とお伝えください。

取扱保険代理店：有限会社税協連サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階

TEL 03-5759-7688 : FAX 03-5759-7690

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5402 : FAX 03-6388-0161

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

※税務支援の運営や名簿登録に関するお問合せ等はこちらの税理士会へご連絡ください。

以上